

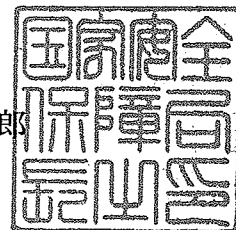


閣安保第586号
平成26年12月15日

行政文書開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、決定しましたので通知します。

なお、本件開示請求は、法第11条を適用しており、残りの部分については、平成27年11月2日（月）までに開示決定等する予定です。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
国家安全保障局が保有する武力攻撃事態法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）

2 開示する行政文書の名称等
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

3 不開示とした部分とその理由
なし

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

<実施の方法>

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく実施手数料（※）
A4判文書 12枚	閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
A4判文書 12枚	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	120円	0円

4判文書 12枚	スキャナにより電子化 し CD-R に複写し たものの交付 (PDF ファイル)	CD-R 1 枚につき 100 円に、文書 1 枚 ごとに 10 円を加え た額(CD-R 1 枚)	220 円	0 円
-------------	---	---	-------	-----

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希
望する日時を選択してください。

日時：平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 2 月 20 日まで（行政機関の休日を除く。）
10:00 から 17:00 まで（昼休みの 12:00 から 13:00 を除く。）

場所：中央合同庁舎第 8 号館 2 階 N213 号室
東京都千代田区永田町 1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）
日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から 3 日後までに発送
予定。

① 複写機により白黒で複写したものの交付した場合
通常郵便物（定形外）500g まで 400 円。

② スキャナにより電子化し CD-R に複写したものの交付した場合
通常郵便物（定形外）100g まで 140 円。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定
により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に
対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算
して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求を
することができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律
第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告と
して（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消
しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内で
あっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。）。

※※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-1 2（内閣府別館）

内閣官房国家安全保障局

TEL：03-5253-2111（内線）82924